



“こころ豊かな兵庫”を
めざして



2006
のじぎく兵庫国体
“ありがとう”心から・ひょうごから

兵庫県

県土整備部 土木局

河川計画課 河川環境室 河川整備課

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
TEL. 078-341-7711(代)
<http://web.pref.hyogo.jp/kasen/home.html>

R100

本誌配合率100%再生紙を使用しています

14土P2-041A4



ひょうご県 人と自然の川づくり

基本理念・基本方針

猪名川
(尼崎市)

目 次

ひょうご・人と自然の川づくり

趣旨	3
基本理念・基本方針	4
基本理念	5. 6
治水・利水に関する基本方針	7
生態系に関する基本方針	8
水文化・景観に関する基本方針	9. 10
親水に関する基本方針	11. 12
地域別の整備方針	13
ひょうご・人と自然の川づくり推進方策	14



摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の五つの国を流れる“ひょうごの川”。

時に自然の力で私たちを驚かすこともある川は、多彩な歴史や文化を育み、さまざまな生物が生息する貴重な空間として、あるいは、潤いと安らぎを与えてくれる水とみどりのオープンスペースとして、私たちに豊かな恵みをもたらしてくれます。

ひたすら成長し膨張しつづけてきた20世紀は、経済の論理が優先していました。治水事業でも、機能の合理性やコストが重視され、川の表情は自然の姿とはかけ離れて単調なものとなり、「生態系」をはじめ環境への配慮がおろそかになっていたことは否めません。

「環境の世紀」といわれる21世紀を迎えました。

私たちは、川を「森と海を結ぶ貴重な回廊」と位置づけ、治水・利水を進めて県民の生命と財産を守るだけでなく、流域の個性や水文化を生かし、水辺の魅力と快適さを生かした自然豊かな川を、県民の皆様とともに、つくり、守り、そして育てていく必要があります。

兵庫県では、「治水・利水」「生態系」「水文化・景観」「親水」の四つを柱に川づくりを進めるため、「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針」を策定し、人と自然が共生する川づくりに取り組んでいます。今後も引き続きこの理念に基づき、県民の参画と協働のもと、安全で自然と調和した個性豊かな川の創造に向けた取り組みを展開していきます。

ともに手を携え、力を合わせて、人と自然が共生する“ひょうごの川づくり”に取り組んでいこうではありませんか。

兵庫県知事
井戸敏三

趣旨

古来より、川は人々の生活に様々な役割を果たしてきました。生活の糧を得たり、信仰の対象であったり、交通や輸送の手段としても利用されてきました。

また、本来、農耕民族である我々は、河川の氾濫原に集落を発達させ、資産を蓄え、人口を集中させてきたため、住民の生命と財産を守るための「治水」が我々の最大の課題となり、「川を治める者は国を治める」といった時代が永く続いてきました。

しかし、近年は、環境問題に対する関心の高まりや価値観の多様化にともない、ゆとりや心の豊かさを求めるようになり、水と緑のオープンスペースとしての河川空間の価値を有効に保全、活用しようという風潮が高まってきました。

つまり、治水・利水機能の充実に努めるだけでなく、親水施設の整備や景観形成を中心とした河川の空間機能の向上と共に、人と自然が共生する「さわやかな県土づくり」に努めていくことが、今後の川づくりの課題といえます。

さらに、阪神・淡路大震災を教訓として、緊急時の水源や防火帯などといったこれまであまり注目されなかった河川の防災機能についても、認識を深めて取り組んでいく必要があります。

そこで、このような河川に対する様々なニーズに対応するために、学識経験者などで構成される懇話会で様々な議論を行い、その成果をもとに「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念及び基本方針」をまとめ、兵庫県における今後の川づくりの基本的な考え方として位置づけることとしました。

今後は、「かわ」に対する県民意識の向上に努めると共に、「かわ」に対する県民の思いをくみ上げ、「自然にやさしい川づくり」や「川らしい川づくり」、「場に応じた川づくり」を目指し、県民と一体となって「ひょうご・人と自然の川づくり」に積極的に取り組んでいくものとします。



基本理念・基本方針

“ひょうご・人と自然の川づくり”の基本理念・基本方針は治水・利水、生態系、水文化・景観、親水を軸として定めています。
(平成8年5月策定)



ひょうご・人と自然の川づくり

基本理念

安全ですこやかな川づくり

川は、時として恐ろしい災害を引き起こし、自然の厳しさを人々の心に刻み込んできました。一方、清らかで豊かな流れは田畑をうるおし、飲料水をはじめとする生活用水や工業用水、発電用水などに生かされ、人々に様々な恩恵を与えています。

古来より、渇水や洪水から人命や田畑、まちやむらを守るため、人々は川を治める努力を営々と積み重ねてきました。これらの努力は川を完全に支配するのではなく、川をなだめながら治めるという考え方によって行われてきました。

このような考え方にもとづき、自然の力に対する畏敬の念を忘れずに、水害だけでなく地震や火災に対する防災機能の拡充や正常な流量の確保につとめ、人と生物の生命や暮らしを守り育む「ひょうごの川づくり」を目指します。

自然の豊かさを感ずる川づくり

兵庫県では、変化に富む地形や気候が育んだ恵まれた県土の環境を反映して、流れる川も多様で豊かな自然を有しています。

川の中や水辺には、ふだんよく目にする生物だけでなく、数少なくなった貴重な生物も生息しています。

こういった多様な生物の生息環境を保全すると共に、人々が自然のたくみさなどに素直に感動できる心を育み、自然の豊かさを享受できる「ひょうごの川づくり」を目指します。

流域の個性や水文化と一体となった川づくり

兵庫県は五つの顔をもつといわれ、それぞれの地域を流れる川は、その流域の景観や風土を代表しています。それは、それぞれの川が、地域の特性としての歴史や文化、景観を育んできたためともいえます。

かつて身近な自然として存在した川、その自然の中で育まれてきた人々の暮らしや文化、こういった人と川とに密着した地域文化を醸成するようなかかわりは失われつつあります。現在では、堤防での春の花見や山菜採り、夏の花火大会や川下り、ホテル観賞、秋のマラソン大会などといった活動が地域活性化の一環として行われるようになってきましたが、まだ十分なものとなっていません。

そこで、流域の歴史や文化を形成してきた水文化や景観の役割を見直し、その流域の個性をひきだすと共に、地域の自然や生活と一体となった「ひょうごの川づくり」を目指します。

水辺の魅力と快適さを生かした川づくり

身近な自然空間であるだけでなく、貴重なオープンスペースともなっている都市域の河川から、水と緑に恵まれた田園地帯や山間部の河川まで、それぞれの地域の特性に応じて、河川は多彩で魅力ある空間を形成しており、かけがえのない財産となっています。

こういった魅力ある水辺にふれることにより、人々が自然を体験・学習し、自然の大切さを知り、自然にやさしい心を育てることが時代の要請となっています。

河川空間のもつ水辺の魅力を高め、水に親しみふれることができ、快適な水辺を実感できる「ひょうごの川づくり」を目指します。

治水・利水に関する基本方針



流域全体で考える安全で 利用しやすい川づくり

「ひょうご・人と自然の川づくり」においては、河川そのものの安全度を向上させるための整備とあわせて、水源の涵養や雨水の貯留浸透などによる水循環型の流域社会の形成を目指し、流域全体で考える安全で利用しやすい川づくりを進めます。



偉大な自然の力に対して県民が みんなで守る身近な川づくり

県下の各地に残る治水にかかわる言い伝えや歴史的事跡にみられるように、川は時として大きな災害をもたらし、人々はこれを防ぐために様々な努力を重ねてきました。治水事業等の進捗に伴って、近年では以前のような大水害が起こることは少なくなってきたため、川が人々の生命や生活に直接の脅威をもたらすという意識が薄れつつあります。しかし、自然の力が猛威をふるい、予想を超える大きな洪水が起こることもふだんから考えておかなければなりません。

そこで、ハードな治水対策だけに頼ることなく、治水に対する県民意識を高めるため、川のもたらす災害についての伝承を後世に残す必要があります。したがって、川にまつわる伝統的な行事や祭りを守り育て、浸水実績についての県民への周知や水防活動への県民参加が必要であり、県民自らがこぞって川を守る社会づくりや仕組みづくりを進めます。



生態系に関する基本方針

自然の豊かさとしみ分けを 配慮した水脈(みお)づくり

自然の豊かさは、生物の種類(種類数)及び個体数の豊富さや多様な生息空間の存在などで示されます。また、生物の多様性をもたらすシステムの一つにしみ分けがあり、この概念により、人間が生物と接点を保ちながら共生していく川づくりが求められています。

河川や水辺における自然の秩序を尊重し、生物の多様性を確保するため、自然の豊かさや空間的利用の観点からのしみ分けに配慮した水脈づくりを進めます。



さまざまな生命を育む 水と緑の水脈(みお)づくり

さまざまな生物が生息できる環境条件を有し、生き物が孤立しないよう水と緑の連続性に配慮したビオトープとしての川づくりが求められています。

このため、さまざまな生きものとその生命を育む水と緑の水脈づくりを進めます。

ビオトープ: ビオトープとは元来、生物学において「生物の生息に必要な最小単位の空間」とされてきましたが、現在では学術用語というより、日常用語へとひろがりつつあります。ここでは日常用語としてビオトープを「生物の生息に適した水域を面的な広がりをもって広く連続させた空間」として取り扱っています。



ハイカモ

水文化・景観に関する基本方針

川に沿いながら培われてきた 歴史や文化を生かした水景づくり

河川や水辺にかかわる歴史や文化は、豊かな自然を前提として、農林水産業、舟運、地域の産業や人々の生活などとの深いかかわりの中で培われてきました。

また、近年では、空間的な広がりをもつ河川の特徴を生かしながら、水辺を核とした地域づくりや魅力あるまちづくりが進められています。

このような時代背景から、地域の伝統的な文化や自然環境に合わせ、その土地に住む人々のニーズを反映し、地域の素材や技術を取り入れ、地域のスタイルにあった水景づくりを進めます。

また、地域の自然や文化、あるいは川への関心を高めるため、その動機づけとなる行祭事やイベントの開催についても配慮します。



籠積は、石積の表面に15cm程度のコブを出して積み、目地に直接落水があたらないように保護するために考案された工法。

籠積



自然の美や豊かさと 調和した水景づくり

自然の景観は、それ自身美しく価値があるものです。また、自然は、地域の成り立ちや風土をよく物語っており、人々にとってかけがえのない心のよりどころともなっています。

そこで、自然をよく観察し、興味を持つことにより、自然の発する情報を理解し、自然のもつ美しさや豊かさを創造的に生かした水景づくりを進めます。



地域の自然と生活に溶け込み、 あきのこない水景づくり

県内の自然を守るためには、まず、身近な自然を大切にすることが必要です。その身近な水や緑とのふれあいによって、うるおいやすらぎといった精神的充足を得ることができます。

このため、気軽にくつろぐことができ、世代を問わずいつまでも愛されるあきのこない水辺空間となるよう、地域の自然と生活にさりげなく溶け込む、等身大の空間としての水景づくりを進めます。



水文化と景観の概念：

一般的に「景観」は、「視覚的な見え方」と「地域的な広がりをもった特性」という二つの概念からなりますが、「ひょうご・人と自然の川づくり」では、歴史にちなんだ水辺の行事等に代表される人と自然のかかわりである水辺も「景観」の概念に含まれるものとなりました。

親水に関する基本方針

多彩な交流を育む 多様性のある水辺空間づくり

生活水準の向上や余暇時間の増大といった時代背景や価値観の多様化と共に、人々の川に対する関心も、空間の利用から自然や地域との交流、さらには川づくりを通じた地域活性化への試みへと広がっています。

このため、子供から高齢者まで世代を問わず、様々な人々が集い語り合う幅広い交流を支援する水辺空間の形成を図ります。また、川を生徒学習の場としても位置づけ、利用者の多様な活動を生み出す水辺空間づくりを進めます。

自然に直接ふれ、よく観察し、 学習できる水辺づくり

自然のたくみさを知ることにより自然を愛する心を育むため、直接ふれ、よく観察し、学習できる水辺づくりを進めます。



オオサンショウウオ



散らかさない、汚さない、 水辺につくるきれいな 生活空間づくり

河川や水辺は、日常生活の場として、また、人と自然のふれあいの場として、あるいは散策やスポーツのできる手軽な活動空間として位置づけられます。

だれでも自分の家や庭はきれいにしたいと思うように、川に対しても生活排水やゴミの問題について考え、自分たちの生活が与える自然への影響を認識しなければなりません。散らかしたり汚したりしないという基本的なところを育て、美しく清潔な水辺の生活空間づくりを進めます。



水辺への安全を 目指す意識づくり

公共性の高い自然空間としての河川や水辺を維持するため、水辺とまちとの間に存在する様々な障害を除去し、水辺を利用しやすくすることが必要となっています。

そのため、水とのふれあいにおける自由度の拡大と危険性の増大との関係についての理解を広く求め、住民一人一人の安全に対する責任を念頭においた意識づくりを進めます。



地域別の整備方針

兵庫県らしい川づくりとは、自然と川のあり方に対する確固たる考えを持つと同時に、対象となる川及び地域の個性を生かすことにほかなりません。「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念及び基本方針」を基本とした地域の特性を踏まえた川づくりを考えていく上での目安として、地域別の整備方針を定めます。

■但馬地域

但馬地域では円山川をはじめとする河川が山の深い緑の間を縫うように流れ、県内でも有数の自然の宝庫となっています。そこで、生態系の保全を通じて、自然を実感できる河川環境の創造を図り、貴重な自然と共に自然体験の心象を語り継ぐべき空間としての整備を目指します。

■西播磨地域

西播磨地域には県内の清流を代表する千種川をはじめとする自然豊かな川が多くあります。また、川に関する歴史や文化にかかわる事跡も多く残されています。そこで、生態系の保全を通じて貴重な河川環境の継承に努めると同時に、歴史や文化を生かした空間の整備を目指します。

■東播磨地域

東播磨地域の河川は加古川に代表されるように農村地帯をゆったりと流れる川から、都市域の川へと変貌をとげました。そこで、かつての人と川とのかわりを取り戻し、人々の生活に溶け込んだ川づくりを行うために、生態系の保全や再生を図ると同時に、気軽に川と接することのできる空間の整備を目指します。

■丹波地域

丹波地域の河川は、盆地の豊かな森の間を静かに流れ、また、京都との歴史的つながりも深く、篠山川の沿川に代表される独特の風土を育んでいます。そこで、生態系の保全や再生を通じて、田園風景を守り育て、丹波の森としての魅力を高める空間の整備を目指します。

■阪神地域

阪神地域は都市化の進んだ流域であるため、住吉川などにおいて、オープンスペースとしての利用の要請に応える整備を進めると共に、都市住民にとっての身近で貴重な自然環境の場となるように生態系の再生を図り、質の高い河川環境の創造を目指します。

■淡路地域

淡路地域の河川は小規模なものが多いですが、瀬戸内の海岸風景と渾然一体となった景観を形成しており、行き交う人々に深い印象を与えています。そこで、公園島を流れる川として、洲本川などで生態系の保全や再生を進めると共に、川と海が一体となった河川環境の整備を図り、淡路島全体での自然の魅力の向上を目指します。



ひょうご・人と自然の川づくり推進方策

「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針」に基づき、人と自然が共生する川づくりを推進し、ひょうごの川をつくり守り育てていくためには、「基本理念・基本方針」の普及・浸透に努めることはもちろんですが、具体的な川づくりを基礎から支える施策を、河川行政全般の中で組織的かつ計画的に推進していくことが必要だと考えています。このための基本的な考え方として、平成14年2月に兵庫県河川審議会から、以下に概要を示す「ひょうご・人と自然の川づくり推進方策」について、答申を受けました。今後、兵庫県では、この「推進方策」に基づき、「ひょうご・人と自然の川づくり」に取り組んでいきます。

1. 参画と協働の推進

地域の共有財産である川をつくり守り育てていくには、住民が主体的かつ積極的に取り組むパートナーシップの川づくりが重要となる。このため、川の情報誌の提供など川を身近に感じる取り組みの推進、河川愛護など地域活動の支援、情報交換の場の形成など協力関係を築く仕組みづくりを進めるとともに、河川や他分野の専門家、川に造詣の深い地域の専門家や活動家などとの連携強化を図る。

2. 河川情報の体系的な整備

河川管理には河川の様々な基礎情報の蓄積が欠かせない。このため河川情報の体系的な整備を進め、情報技術の発展に伴う高度情報化社会に対応した河川情報システムを構築していく。また、参画と協働の川づくりの推進にとっても住民との情報の共有は重要である。わかりやすい形での情報公開と情報技術を活用した双方向の情報交換の推進、および被害の最小化に向けた情報提供の充実を図る。

3. 川づくりの意識と技術の向上

河川管理には、河川工学をはじめ広範な分野の知識と見識が求められている。このため、多様な分野に対しての研修の充実、専門家との交流の促進、各種技術資料の整備等、河川管理者の自己研鑽を効率的に進めるための制度や環境を整備し、河川管理者の意識と技術の向上を図る。